特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	明石市　児童扶養手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
明石市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	－

評価実施機関名
明石市長

公表日
令和8年9月4日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①認定請求書による申請情報の登録、受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務 ②現況届の受付、確認に関する事務 ③所得判定による認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成事務 ④地方税関係、年金給付関係、障害認定関係等の情報確認に関する事務 ⑤統計処理に関する事務
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 共通宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 共通基盤システム（庁内連携システムと同義） 7. マイナポータルぴったりサービス 8. 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の項番56 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条項番17、20、42、89、90、125、141、155、161 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条項番81	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局子育て支援室児童福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686　明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5003

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市こども局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686　明石市中崎1丁目5番1号 TEL　078-918-5027

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書の受理時に他の書類が混ざっていないか確認するとともに、申請書の情報を入力した際は、必ず複数の職員でダブルチェックを実施するようにしている。

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	処理システムへのログインは、IDとパスワードに加え、静脈認証によって行い、事務に応じて権限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条第1号のト、第3号のヘ及び第4号、第19条第1号のリ及び第2号から第5号、第35条第2号、第36条第1号のロ及び第2号のロ、第44条第1号のリ及び第2号から第5号 2. 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条	1. 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、64、65、87、116の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 2. 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条	事後	
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来部児童福祉課	福祉局子育て支援室児童福祉課	事後	
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5003	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5003	事後	
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市こども未来部児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5027	明石市福祉局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5027	事後	
令和1年6月7日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 福祉局子育て支援室児童福祉課 ②所属長 田中 典子	①部署 こども局子育て支援室児童福祉課 ②所属長の役職名 室長兼課長	事後	
令和1年6月7日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市福祉局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5027	明石市こども局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5027	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム（宛名システムと同義） 4. 共通宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 児童扶養手当システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム（宛名システムと同義） 4. 共通宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 共通基盤システム（庁内連携システムと同義）	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二第三欄（情報提供者）が「都道府県等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、64、65、87、116の項） （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	1. 情報提供の根拠 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二第三欄（情報提供者）が「都道府県等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項） （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長兼課長	課長		人事異動に伴う軽微な修正
令和3年5月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 （評価対象の事務の対象人数は何人か）	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 （いつの時点の計数か）	（平成27年6月30日時点）	（令和3年2月28日時点）	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 （いつの時点の計数か）	（平成27年6月30日時点）	（令和3年2月28日時点）	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和4年5月10日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号	事後	
令和5年2月3日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム（宛名システムと同義） 4. 共通宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 共通基盤システム（庁内連携システムと同義）	1. 児童扶養手当システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム（宛名システムと同義） 4. 共通宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 共通基盤システム（庁内連携システムと同義） 7. マイナポータルぴったりサービス 8. 申請管理システム	事前	
令和6年8月9日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	番号法第9条第1項及び別表の項番56 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第29条	事後	軽微な修正 （法改正に伴うもの）
令和6年8月9日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二第三欄（情報提供者）が「都道府県等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項） （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 2. 情報照会の根拠 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二第一欄（情報照会者）が「都道府県等」の項のうち、第二欄（事務）に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（57の項） （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第31条	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条項番17、20、42、89、90、125、141、155、161 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条項番81	事後	軽微な修正 （法改正に伴うもの）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	（新規）	十分である 判断の根拠：申請書の受理時に他の書類が混じっていないかを確認しているとともに、申請書の情報を入力した際は、複数の職員によるダブルチェックを実施している。	事後	軽微な修正 （様式変更によるもの）
令和7年7月16日	Ⅳ　リスク対策 １１．最も優先度が高いと考えられる対策	（新規）	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 判断の根拠：処理システムへのログインは、IDとパスワードに加え、静脈認証によって行い、事務に応じて権限を設定している。	事後	軽微な修正 （様式変更によるもの）
令和8年9月4日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の項番56 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第29条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の項番56 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条項番17、20、42、89、90、125、141、155、161 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条項番81	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条項番17、20、42、89、90、125、141、155、161 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条項番81	事後	軽微な修正